

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部河川課総合治水担当
内線番号	5288

No.	項目	内容
①	処分名	重要開発調整池の設置の完了の届出及び検査(開発行為の規模が5ヘクタール以上のものに限る。)
②	法令名	災害からの安全な京都づくり条例
③	法令番号	平成28年京都府条例第41号
④	根拠条項	第20条第1項及び第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第20条第1項 開発者は、第18条第2項の規定による調整池の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第20条第2項 2知事は、前項の届出に係る調整池について検査を行い、第18条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。</p>
⑦	審査基準	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/kijyun.html
⑧	経由機関名	各土木事務所
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	30日以内
⑫	問合せ	建設交通部河川課、各土木事務所施設保全室
⑬	備考	

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部河川課総合治水担当
内線番号	5288

No.	項目	内容
①	処分名	重要開発調整池の設置の完了の届出及び検査(開発行為の規模が5ヘクタール未満のものに限る。)
②	法令名	災害からの安全な京都づくり条例
③	法令番号	平成28年京都府条例第41号
④	根拠条項	第20条第1項及び第2項
⑤	処分権者	各土木事務所長
⑥	法令の定め	<p>第20条第1項 開発者は、第18条第2項の規定による調整池の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第20条第2項 2知事は、前項の届出に係る調整池について検査を行い、第18条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。</p>
⑦	審査基準	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/kijyun.html
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	30日以内
⑫	問合せ	各土木事務所施設保全室
⑬	備考	